令和3年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市民生	児童委員協	協議会活動技	推進補助金								
補助金の性格	団体への運	団体への運営費補助 S22 終期 -										
予 算 事 業 名	社会福祉行政費 (事業コード) 031105											
所 管 部 署	福	祉保険 部	福	祉保険 課		地域福	証祉 係 電	話番号	内線 5	116		
交付先(団体,個人等)	旭川市西第	1地区民生	児童委員協	議会 外33	地区							
	(対象) 誰,何に対して 旭川市内の地区民生児童委員協議会(全34地区)											
	(意図) 社会福祉の第一線で活躍する民生委員・児童委員の資質向上のための各種研修の実施 どういう状態にしたい ど、連絡調整機関としての地区民生児童委員協議会の活動を充実させる。											
対象事業等の内容						務, 民生委員 等)を補助金			について, 彳	各地区民児		
積算方法	1地区あた ⁽	り 160,000F	円十(18,600)	円×委員定	数)							
	① 地区民	生委員児童	委員協議会	数	単位∶地区	② 民生委	員·児童委	員数(定数)		単位:人		
事業量指標と過去5年間	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02		
の実績	33	33	33	34	34	779	779	779	782	782		
	① 民生委	員·児童委員	の活動件	 数	単位:件	② 民生委	員·児童委員	員の活動日	 数	単位:日		
成果指標と過去5年間の	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02		
実績	163,382	146,855	151,564	151,466	117,717	98,089	94,875	95,453	93,829	78,185		

2収支状況等

24	义文礼	犬況等					単位∶千円
			平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
		前年度繰越	1,733	1,617	1,845	1,722	1,937
補	収	市補助金	19,740	19,755	19,738	19,749	19,986
助対	入	助成金	1,047	1,252	1,381	1,304	1,278
象	内	会費収入	1,685	1,556	1,506	1,476	1,414
事	訳	雑収入	351	148	263	37	33
助対象事業等		その他					
の	収入	合計	24,556	24,328	24,733	24,288	24,648
収土	市補	輔助率(%)	80.4%	81.2%	79.8%	81.3%	81.1%
支状	支出	d合計	22,939	22,483	23,011	22,351	24,648
況		うち食糧費,交際	費 813	827	871	644	924
	次年	度繰越	1,617	1,845	1,722	1,937	0
	一般	段財源	19,740	19,755	19,738	19,749	19,986
	特定	三財源					
市	人	正職員 人工	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
負担額	件	金額	432	437	442	442	448
額	費	臨時•嘱託/会計年度任用	跋員				
	その)他事務費					
	合計	t	20,172	20,192	20,180	20,191	20,434
受:	益対	象者数	779	779	782	782	782
補	助金島	単位コスト(単位:円	25,895	25,920	25,806	25,820	26,130
		共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条	例,規則,要綱等に基づ	いている ◆ 支出目的	内, 支出範囲が法令の規2	定に抵触しない
		六世争块	◆ 交付申請等が定めた	ことおりになっている			
\ 	団体の運営,		台, ◆ 会計処理が適正であ	る ◆ 設立目的	的, 事業内容等と補助目的	りとの整合性がとれている)
週	格性	会計処理等		(剰余金)が補助額から#			
			会計処理については会計 ている。繰越金が毎年生	├責任者のもと行われてお じているが,次年度の補助	39, 総会時に監査から会 助金交付までの資金として	計監査報告を受けている であると考える。	ことから適正に処理され
			•			- ^	T ^ 1

※人件費(正職員分)は、平成29年度7,205千円、平成30年度7,282千円、令和元年度7,369千円、令和2年度7,366 千円、令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

		Щ			
	項目		チェック項目等		→ 評価
		\Diamond	事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外		合致する
	/a\±14549#	\Diamond	運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外		
	(1)対象経費	♦	例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象		概ね合致する
		\Diamond	食糧費等、原則対象外経費を補助対象		合致しない
		\Diamond	適正な負担を設定		合致する
	(2)受益者負担		受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定		
	\-/ X / X		上記以外		合致しない
			団体 1/2以内		合致する
1	(3)補助率の参考		個人 1/3以内		
補	基準		個人等に対する利子補給 5%以内		
助			上記以外		合致しない
金			- エルダバ 同一団体に対する補助,4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		
父		_	四 四体に対する補助、4年と日述に元直し(外間後別に係る即力係へ。)		有(4年以上)
甘			奨励目的の補助、終期を設定		継続4年未満
荃					
補助金交付基準と	(4)見直し期間 (終期設定)	•	終期未設定で,補助継続4年以上	Ш	同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)
の適					同一団体補助だが, 見直し設定 していない
適合性				_	
性				Ш	奨励目的補助だが,終期を設定 していない
	(5)交付規程	♦	交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅		合致する
	(支出根拠)	\Diamond	上記以外		合致しない
		♦	実績報告時,支出証拠書類提出有		<u></u> 合致する
	/	\Diamond	額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施		(※左欄2項目とも適合)
	(6) 支出を証する	•	実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		概ね合致する
	書類の添付		書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
			上記以外		合致しない
		(こ(の補助金の公益性を、具体的に記入する)		の内容を踏まえての評価)
	. V. Id		E委員·児童委員は、地域で困り事を抱える市民に対する支援活動を行っており、公的な		公益性が高い
21	公益性		爰が必要な市民を発見して関係機関につなげる役割を果たしていることから,不特定多数		
		のす	5民に対して間接的に効果が行き渡っている。		公益性が高いとは言えない
		(-c)	の補助金が必要である理由を,具体的に記入する)		の内容を踏まえての評価)
O 10	一曲。		核補助金を廃止・縮小すると地区民児協が行う地域で困り事を抱えている市民に対する支		必要性が高い
3火	必要性		活動が停滞し、そうした市民が適切な支援を受ける機会を失うため、影響は極めて大き		
		い。			必要性が高いとは言えない
			の補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(の内容を踏まえての評価)
	⊿効里		各種事業(高齢者等屋根雪下ろし事業, 絵本配付, 高齢者防火訪問等)への協力依頼の		効果が高い
4亥			い各方面から民生委員・児童委員の活動に対する期待・要請が増大しているため、地区 上委員児童委員協議会が円滑に運営されることにより、民生委員・児童委員の活動が充		
			に安負児重要負協議会が日角に連合されることにより、民主安員・児重要員の活動が光一、地域福祉向上が図られると共に、市各種事業の実施に係る経費の削減(郵送料、委託	П	効果が高いとは言えない
			等)に寄与している。		
			助金交付基準との適合性」で合致しない理由について,記載し説明すること。		
			と と と 大豆は、 大豆は、 大豆が 大豆が 大豆が 大豆が 大豆が 大豆が 大豆が 大豆が	委員	・児童委員で組織される協議会
5.7	の他		民生委員法及び児童福祉法によって設置が義務付けられたものである。同法において、そ		
5-7		する	らことと定められていることから,受益者負担を設定すること及び補助率を定めて交付する。	الح	はなじまない。
		また	-, 民生委員法及び児童福祉法において, 民生委員・児童委員の設置に関する終期を定め	てし	いないため、終期を設定していな

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

<u>(1」以計៕)</u>	
補助金名称(当時)	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	地区民生委員児童委員の活動は,地域住民の福祉の向上に不可欠なものであり,補助がなくなれば,民生児童委員活動に 重大な支障が生じ,活動そのものが困難になることから,現行どおり継続する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため、評価を行うことが困難であること。 解決に向けた取組

6全体的評価

評価	結果	理由,改善・見直しの方向
1次評価	継続	地区民生委員児童委員の活動は、地域住民の福祉の向上に不可欠なものであり、補助がなくなれば、民生児童委員活動に 重大な支障が生じ、活動そのものが困難になることから、現行どおり継続する。
外部評価		
2次評価		

参考資料

1 補助金の名称

助	金 名 称 旭川市民生児	長員協議会活動推進補助金
---	--------------	---------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事	業	名													実	施	主(体			
概		要																			
上	記事	事 業	<i>ک</i> م	統	合 0	つ可	能性	ŧ (ī	市単	独	事業	の	場	合)					□ある	口ない	
説		明																			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
	・地区協議会数 : 30地区、委員定数 714人・交付額積算根拠: 1地区 50,000円 + 8,447円 × 委員定数 1地区平均 250,000円 ・・・・ ①
函館市	※市民児連・道民児連・全民児連への会費 : 委員1人あたり15,000円は市から別途支給 (1地区平均15,000円×23人=345,000円)・・・・②
	①+②= 595,000円
	・地区協議会数 : 21地区、 委員定数 456人・交付額積算根拠 : (道補助金)1地区一律 250,000円 ・・・・ ①
釧路市	※市民児連・道民児連・全民児連への会費 : 委員1人あたり18,600円は市から別途支給 (1地区平均18,600円×21人=390,600円)・・・・ ②
	<u>①+②= 640,600円</u>
札幌市	 ・地区協議会数 : 90地区、委員定数 2,839人 ・交付額積算根拠 : 地区委員定数による (1地区平均 250,000円) 1人~15人・・・190,000円、 16人~25人・・・220,000円 26人~35人・・・250,000円、 36人~45人・・・280,000円 46人~55人・・・310,000円、 56人以上 ・・・340,000円
	※全民児連への会費: 委員1人あたり 2,600円 は各民生委員児童委員が自己負担している。 (1地区平均 2,600円×31人= 80,600円)・・・・② ※市民児連・道民児連の会費負担なし。(1+2)= 330,600円
(旭川市)	本市の補助金交付額は、1地区平均 587,800円 (160,000円+18,600円×23人)。 その中から、市民児連・道民児連・全民児連の会費 委員1人あたり17,000円のうち13,600円を各地区民生児童委員協議会が、定数分(1地区平均13,600円×23人=312,800円)を支払っているため、各地区民生児童委員協議会の手元に残る補助金額は、1地区平均275,000円となる。会費の差額委員1人あたり3,400円は各民生委員児童委員が自己負担している(1地区平均3,400円×23人=78,200円)。

注:他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。